

広島県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和三年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市粟屋町六七〇六番七地先から 三次市粟屋町字酢屋之谷四三一五番七地先ま で			敷地の幅員 (メートル)
			延長 (メートル)